政　令

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年二月六日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第十号

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第二十四条第一項、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第三十六条の三第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）並びに水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第六条の二第一項及び第四十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「九千七百円」を「一万円」に改め、同号ただし書中「一万四千五百円」を「一万五千円」に改め、同条第三項中「百円」を「四百三十三円」に改め、「第二号に該当する扶養親族については一人につき三百八十三円を」を削り、「第三号から第六号まで」を「第二号から第五号まで」に改め、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げる。

別表中「一二、九〇〇」を「一三、三四〇」に、「一三、七〇〇」を「一四、一七〇」に、「一四、五〇〇」を「一五、〇〇〇」に、「一一、三〇〇」を「一一、六七〇」に、「一二、一〇〇」を「一二、五〇〇」に、「九、七〇〇」を「一〇、〇〇〇」に、「一〇、五〇〇」を「一〇、八四〇」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第二条第二項及び第三項並びに別表の規定は、この政令の施行の日以後に支給すべき事由の生じた非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第二条第一項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同令第一条第三号に規定する傷病補償年金、同条第四号イに規定する障害補償年金及び同条第六号イに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

総務大臣　林　芳正
国土交通大臣　金子　恭之
内閣総理大臣　高市　早苗

省　令

○環境省令第一号

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第十一条第一項第四号、第二項から第四項まで及び第六項の規定に基づき、海洋環境等調査方法書の作成等に関する省令を次のように定める。

令和八年二月六日

環境大臣　石原　宏高

海洋環境等調査方法書の記載事項）

第一条　海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（以下「法」という。）第十一条第一項第四号の環境省令で定める事項は、同項第一号に掲げる海洋環境等調査に係る区域を決定する過程における環境の保全の配慮に係る検討の内容とする。

（海洋環境等調査方法書の案についての公告の方法）

第二条　法第十一条第二項の規定による公告は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

一　官報への掲載

二　環境省のウェブサイトへの掲載

三　法第十一条第六項の都道府県知事の協力を得て行う当該都道府県の公報又は広報紙への掲載

四　法第十一条第六項の市町村長の協力を得て行う当該市町村の公報又は広報紙への掲載

（海洋環境等調査方法書の案について公告する事項）

第三条　法第十一条第二項の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　海洋環境等調査方法書の案の名称

二　法第十一条第一項第一号に掲げる海洋環境等調査に係る区域の位置及び区域

三　法第十一条第六項の海洋再生可能エネルギー発電事業の実施による影響を受ける範囲であると認められる地域

四　海洋環境等調査方法書の案の縦覧の方法、期間及び時間

五　法第十一条第四項の意見書の提出期限、提出先及び提出方法

（海洋環境等調査方法書の案の公表）

第四条　法第十一条第二項の規定による公表は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

一　環境省のウェブサイトへの掲載

二　法第十一条第六項の都道府県知事の協力を得て行う当該都道府県のウェブサイトへの掲載

三　法第十一条第六項の市町村長の協力を得て行う当該市町村のウェブサイトへの掲載

（説明会の開催）

第五条　法第十一条第三項の説明会は、できる限り説明会に参加する者の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定めるものとし、法第十一条第六項の海洋再生可能エネルギー発電事業の実施による影響を受ける範囲であると認められる地域に二以上の市町村の区域が含まれることその他の理由により必要と認められる場合には、説明会を開催すべき地域を二以上の区域に区分して当該区域ごとに開催するものとする。

（海洋環境等調査方法書の案についての意見書の提出）

第六条　法第十一条第四項の意見書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二　意見書の提出の対象である海洋環境等調査方法書の案の名称

三　海洋環境等調査方法書の案についての法第十一条第二項に規定する環境保全意見

2　前項第三号の意見は、日本語により、意見の理由を含めて記載するものとする。

（海洋再生可能エネルギー発電事業の実施による影響を受ける範囲）

第七条　法第十一条第六項の海洋再生可能エネルギー発電事業の実施による影響を受ける範囲であると認められる地域は、既に入手している情報によって一以上の環境の構成要素に係る影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。

附　則

この省令は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第五十九号）の施行の日から施行する。

その他告示

○法務省告示第十二号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第十七条第一項の規定に基づき、次の認証紛争解決事業者から同項第四号に規定する行為（認証紛争解決手続の業務の廃止）をしようとする旨の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

令和八年二月六日

法務大臣　平口　洋

認証紛争解決事業者の名称及び住所

滋賀県司法書士会

滋賀県大津市末広町七番五号

廃止予定年月日

令和八年五月十六日

○外務省告示第四十三号

令和七年十二月十七日にタシケントで、ウズベキスタン共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がウズベキスタン共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　三億六千万円

3　贈与の供与期限　令和九年十二月三十一日

4　署名者

日　本　側　中村真一郎在ウズベキスタン臨時代理大使

ウズベキスタン側　アシルベック・フダヤーロフ保健大臣

令和八年二月六日

外務大臣　茂木　敏充